理事会招集手続省略に係る同意書

　私は、社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第２項の規定に基づき、下記事項について理事会を開催することに同意します。

記

１　開催日時 　○○年○○月○○日　午前(午後)○○時

２　開催場所 　社会福祉法人○○○　法人本部○○室

３　目的事項 　第○号議案　○○○○

社会福祉法人○○○

理事長　○○　○○　様

　　　年　　　月　　　日

氏名　　　　　　　　　　　㊞

【社会福祉法】

（理事会の運営）

第45条の14　理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2～8　（略）

9　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定は理事会の招集について、同法第96条の規定は理事会の決議について、同法第98条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】

（招集手続）

第94条　理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。